

令和 4 年度

社会福祉
法人

坂出市社会福祉協議会 職員採用実施要項

1 求める人材

- (1) 本会に期待されている役割、使命を理解し、責任感をもって担当業務に取り組むことができるかた。
- (2) 福祉に関わる公私の多様な団体・機関・人々と協力して、目標に向けて努力することができるかた。
- (3) 高齢者、障がい者、児童及び地域社会の福祉向上に熱意を持ち、課題解決のために他の職員と協調して業務に邁進することができ、自己研鑽の意欲が高いかた。

2 募集職種 多機能型（生活介護・就労継続支援B型）事業所（通所）の支援員

3 採用予定人数 若干名

4 採用予定日 令和5年4月1日

5 受験資格

次の（1）～（5）のすべてを満たす者

- (1) 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（※）
- (2) 大学以上（短大、専門学校を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日に卒業見込の者
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士いずれかの資格所持者または令和5年4月1日までに取得見込の者
- (4) 普通自動車免許を有する者（AT車限定可）または令和5年4月1日までに取得見込の者
- (5) 令和5年4月1日から勤務可能な者

（※）〔年齢制限理由〕長期勤続によるキャリアの形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用するものです。

6 応募方法

所定の提出書類を下記期間内に簡易書留にて郵送または持参してください。

提出書類に不備のある場合は受理できません。

(1) 提出書類

①職員採用試験受験申込書

本会指定用紙を用い、自筆（パソコン入力可）によること。最近6か月以内撮影の写真貼付。

②自己アピール文

本会指定用紙を用い、自筆（パソコン入力可）によること。（*1枚以内）

③職務経歴書（新卒者は不要）

本会指定用紙を用い、自筆（パソコン入力可）によること。

④資格証明書及び運転免許証の写し（見込の者は不要）

⑤連絡用封筒2通（受験票の発送及び結果の通知に使用）

長形3号の封筒に、受験者本人の氏名及び住所を記載のうえ84円切手を貼付のこと。

⑥ハローワークの紹介状

* 本実施要項及び①、②、③は、本会、坂出公共職業安定所（ハローワーク坂出）にあります。また、本会ホームページ（<http://sakaidesyakyo.jp/>）からもダウンロード出来ます。

* ①～⑥以外の物を同封しないでください。

(2) 提出書類送付・提出先

〒762-0043 香川県坂出市寿町一丁目3番38号 坂出市社会福祉協議会 総務経営課総務福祉係 宛

* 封筒に「職員採用試験書類在中」と朱書きのうえ、郵送（簡易書留）または持参のこと。

(3) 提出書類受付期間

令和4年8月1日（月）～令和4年9月22日（木）

* 上記期間内の消印があるもののみ有効。持参の場合、土・日・祝日は除く。

7 選考方法

<書類審査>

(1) 内 容 提出書類による審査

(2) 発 表 書面にて合否をお知らせします。合格者に対しては、受験票を交付するとともに採用試験の詳細についてお知らせします。

* 電話でのお問合せについては、原則としてお答えできません。

<採用試験>

書類審査合格者に対して、下記のとおり実施します。(予定)

- (1) 試験日 令和4年10月8日(土) 時間は未定
- (2) 会場 坂出市福社会館
〔住所〕〒762-0043 坂出市寿町一丁目3番38号
- (3) 内容 ①記述問題および小論文 ②職場適性検査
③面接(後日面接日を設ける場合があります)
- (4) 発表 書面にて合否をお知らせします。

8 処 遇

- (1) 給 与 基本給 170,500 円(採用時月額、大学卒業の場合)、昇給年1回
その他諸手当(期末・勤勉手当、処遇改善手当、通勤手当等)
*高校、短大・専門学校とそれぞれ基準が違います。採用時給料月額は令和5年4月1日基準です。
*前職歴のある方に対しては、その内容に応じて初任給に前職歴換算が加算されます。
- (2) 福利厚生等 社会保険・労働保険加入、退職金制度有、福利厚生センター加入、健康診断実施
- (3) 休日、休暇及び勤務時間
 - ①休 日 土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)
 - ②休 暇 年次有給休暇、特別休暇(夏季・出産・忌引・看護等)、育児休業・介護休業等
 - ③勤務時間 8時30分～17時15分
- (4) 勤務場所
坂出市社会福祉協議会 多機能型(生活介護・就労継続支援B型)事業所「八幡園」
住所：坂出市白金町一丁目2番10号

9 採用にあたって

- (1) 申込書の記載事項に虚偽があった場合には、この試験に合格しても採用を取消します。
- (2) 採用の日から6か月(1年まで延長する場合があります。)は試用期間とし、その間の成績が良好でなく、引き続き職員として勤務させることが不相当と認められるときは、職員就業規則第35条により解職します。

10 坂出市社会福祉協議会の事業等

本会法人情報及び事業については、ホームページ(<http://sakaidesyakyo.jp/>)をご参照ください。

1 1 個人情報の取り扱いについて

本採用試験申込に提出された書類は、坂出市社会福祉協議会の職員採用選考のみに利用し、厳重に管理いたします。

また、不採用になられたかたの個人情報は、本会の責任において適切に廃棄・消去いたします。

1 2 採用試験に関する照会先

坂出市社会福祉協議会 総務経営課総務福祉係 担当：豊田 TEL 0877-46-5078